

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	各 務 原 市

各務原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 各務原市 産業活力部 農政課
所 在 地 岐阜県各務原市那加桜町 1 丁目 6 9 番地
電 話 番 号 0 5 8 - 3 8 3 - 1 1 1 1
F A X 番 号 0 5 8 - 3 8 9 - 0 7 6 5
メールアドレス nousei@city.kakamigahara.gifu.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ヌートリア、カラス、シカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	各務原市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	品 目	被害の現状	
		被害数値	
		被害面積	被害金額
イノシシ	水 稲	31.4a	357千円
アライグマ	野 菜	2.2a	224千円
	果 樹	2.8a	4千円
ヌートリア	水 稲	50.2a	571千円
カラス	野 菜	23.4a	807千円
	果 樹	29.9a	31千円
	いも類	0.4a	14千円
シカ	5年度現在被害なし		

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

●イノシシによる被害

春季はタケノコの被害、夏季から秋季にかけては稲の被害があり、年間を通じて畑の掘り起こしや、圃場の畦の掘り起こしによる崩壊の被害が発生している。

主に市内の各務地域や鵜沼北部及び東部地域の山間部に近い地域に発生しており、近隣の民家にまで出没している。年々被害は増大している状況である。

●アライグマによる被害
被害や目撃情報は、市内全域で通年において発生しており、野菜や果樹の被害ばかりでなく、民家への侵入による天井裏での糞尿被害や、飼い犬猫の餌の被害など人の生活環境被害も多く発生し、都市部での農地への被害も増加している。
●ヌートリアによる被害
特に水稻への被害が多くあり、市内一円での水田で稲作期間中に被害があり、増大している。
●カラスによる被害
市内一円に生息し、通年において水稻や野菜・果樹など農作物全般にまで被害が及んでいる。また、農作物への被害だけでなく、住宅地のゴミ集積場を荒らすなどの環境被害や、近年では家庭菜園への被害なども発生し、各地で被害が増大している。
●シカによる被害
現時点において市内での被害報告はないが、近年は近隣市町の市境付近でのシカの目撃情報や被害もあり、今後の市内での被害発生も予想される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	31.4a(357千円)	28.3a(321千円)
アライグマ	5.0a(228千円)	4.5a(205千円)
ヌートリア	50.2a(571千円)	45.2a(514千円)
カラス	53.7a(852千円)	48.3a(767千円)

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	●イノシシ 各務原市猟友会に依頼し、箱わなによる捕獲及び処分を行い、個体数減少に努めてきた。（箱わな）	●捕獲業務だけでは、被害を減少させきれていないため、農作物の圃場への侵入防止も必要である。 ●個人への檻の貸し出しによる

	●アライグマ・ヌートリア 捕獲檻の個人への貸し出し及び、業者による殺処分、調査等を行ってきた。 ●カラス 各務原市猟友会に依頼し、秋季に銃器による殺処分を行ってきた。（銃器）	捕獲を実施しているが、対象生物が増加し、被害も増加しているため、檻の個数が不足している。 ●市猟友会の協力のもと捕獲業務を実施し、謝礼金を支払っているが、捕獲数の増加等による費用などの負担の増加が著しい。 ●檻の数も含め、捕獲体制の強化にも限度がある。
防護柵の設置等に関する取組	●平成25年度に各務地区の一部において侵入防止柵を設置した。（4,820m）	●集落全体での侵入防止柵の設置が困難な地域への支援が必要。 ●侵入防止柵が破られる被害が発生しているため、下部をトタン等で目隠しするなど効果的な柵の設置方法に関する情報提供が必要。
生息環境管理その他の取組	●被害状況調査や職員の鳥獣被害防止研修への参加等を行ってきた。	●集落全体での被害対策についての情報共有や意識を向上が必要。

（注） 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（5）今後の取組方針

捕獲業務だけでなく、農作物への被害を軽減させるために、農業者自身による圃場への侵入防護柵の設置を行い、自己防衛を推進する。

檻の貸出しに対して、保有檻の不足がないように、檻の個数の増加を図る。

市猟友会及び市鳥獣被害対策実施隊など関係機関との連携を推進し、捕獲体制の強化を図り、被害軽減に努める。

侵入防止柵においては、破損箇所の修繕や隙間をなくす等適切な管理を行い、被害の防止に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ・カラス・シカ・サルに関しては、市猟友会へ捕獲を依頼する。 (各務原市猟友会48名) アライグマ・ヌートリアに関しては、個人への捕獲檻の貸し出しの後、委託業者に処分を委託していく。
--

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ シカ カラス サル	・ 猟友会と連携し、檻・箱わな・銃等で捕獲する。 ・ 狩猟免許取得講習の周知をする。
	アライグマ ヌートリア	・ 特定外来生物に係る防除の確認申請による市民捕獲を進める。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
・捕獲頭数は近年増加傾向にあり、今後も積極的な捕獲を行う必要がある。 ・過去の捕獲実績を踏まえた数字を設定する。 【イノシシ】捕獲檻の増設及び積極的な捕獲活動より捕獲数の増加を想定する。 【アライグマ・ヌートリア】箱わなの増加により、捕獲数の増加を想定する。 【カラス】銃器による殺処分を継続し、現在の自然バランスを守るものとする。 【捕獲実績】					
対象鳥獣	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
イノシシ	６頭	２２頭	１４頭	２１頭	５７頭
アライグマ	４頭	１８頭	１９頭	５頭	１８頭
ヌートリア	０頭	５頭	５頭	１頭	６頭
カラス	１５９羽	１５９羽	１５９羽	１２２羽	１２４羽

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	１００頭	１００頭	１００頭
アライグマ	３０頭	３０頭	３０頭
ヌートリア	１５頭	１５頭	１５頭
カラス	１６０羽	１６０羽	１６０羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・イノシシは、被害の多い地域を中心に箱わなによる捕獲を実施していく。 ・カラスは、銃器による捕獲を実施していく。 ・アライグマ・ヌートリアは、特定外来生物の防除実施計画に基づき、市民個人貸出のわなを市内全域に設置していく。

(注) １ わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２ 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ シカ	- 被害実態の調査を継続し、対応策による効果を踏まえた有効策を協議する。 - 設置した防止柵のメンテナンスを行うとともに、追加設置が必要な箇所があれば、追加設置をする。	- 被害実態の調査を継続し、対応策による効果を踏まえた有効策を協議する。 - 設置した防止柵のメンテナンスを行うとともに、追加設置が必要な箇所があれば、追加設置をする。	- 被害実態の調査を継続し、対応策による効果を踏まえた有効策を協議する。 - 設置した防止柵のメンテナンスを行うとともに、追加設置が必要な箇所があれば、追加設置をする。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ シカ	農事改良組合へ管理を委託し、破損箇所の修繕や隙間をなくす等適切な管理を行う。	農事改良組合へ管理を委託し、破損箇所の修繕や隙間をなくす等適切な管理を行う。	農事改良組合へ管理を委託し、破損箇所の修繕や隙間をなくす等適切な管理を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ アライグマ ヌートリア カラス	・鳥獣被害の実態把握を継続する。 ・市職員が被害防止研修等へ参加するなど被害対策技術を習得し普及に努める。 ・被害対策についての情報提供や意識を向上するための研修を地域ぐるみで実施し、活動を推進する。 ・緩衝帯の役割となるよう、山間部に隣接した圃場畦の草刈を実施する。 ・放任果樹、作物のないよう点検、除去をする。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

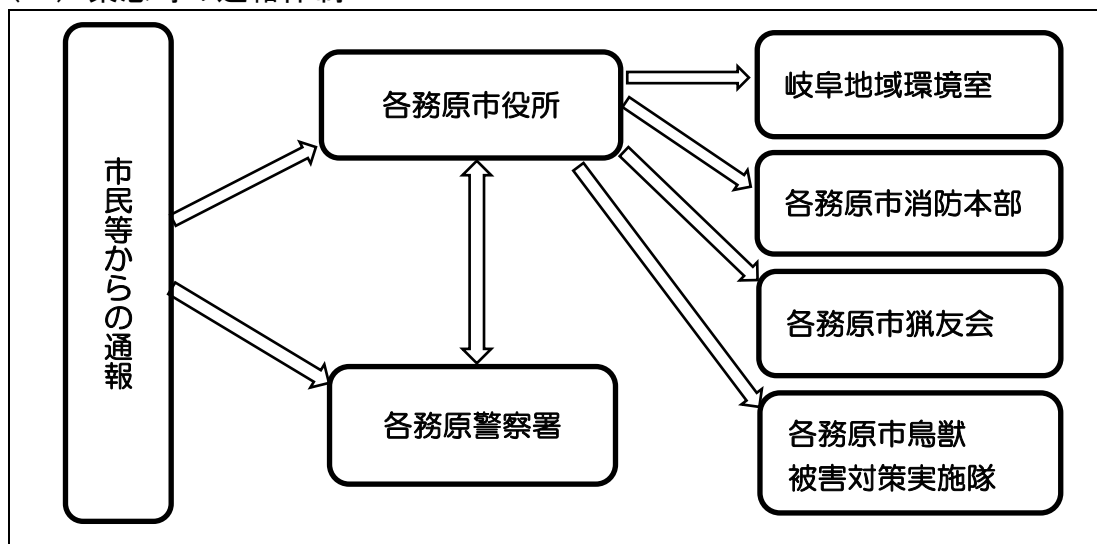
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
各務原警察署	住民の生命・身体・財産の安全確保
各務原市消防本部	住民の生命・身体・財産の安全確保
岐阜地域環境室	有害鳥獣の捕獲に関する助言
各務原市猟友会	有害鳥獣の捕獲等
各務原市鳥獣被害対策実施隊	大型獣の殺処分等
各務原市	関係機関との連絡調整。捕獲の許可

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は

生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・イノシシは、捕獲・殺処分後、焼却または、埋設処分する。
- ・アライグマ・ヌートリアは、捕獲後、殺処分し焼却処理する。
- ・カラスは、銃器で殺処分後、焼却処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	各務原市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
各務原市猟友会	有害鳥獣の捕獲 有害鳥獣に関する情報提供・助言
各務原市鳥獣被害対策実施隊	大型獣の殺処分
ぎふ農業協同組合 (各務原市内支店)	農業被害の情報収集 被害防止対策の普及啓発
各務原市内農事改良組合	防護柵等の設置作業 被害状況の把握と普及啓発
各務原市	協議会の事務運営。 関係機関との連絡調整。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岐阜農林事務所 (農業振興課・農業普及課)	被害防止対策に係る助言。 被害防止対策に関する情報提供。
岐阜地域環境室	有害鳥獣の捕獲に関する助言。
岐阜中央農業共済組合	農作物被害の情報提供。
各務原市農業委員会	各地区の被害状況の把握と意見集約。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を設置し、防護柵の設置、集落における防除及び捕獲に対する指導助言、大型獣の殺処分に関すること等を行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・アライグマ及びヌートリアの防除は各務原市防除実施計画書に従う。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。